

# 御所市人権施策に関する基本計画

～あらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちづくり～

中期見直し版



ゴセンちゃん

2022（令和4）年12月

御 所 市

# はじめに

国連は、1948（昭和23）年に「世界人権宣言」を採択した後、その理念を踏まえた人権関係諸条約を採択するとともに、「人権教育のための国連10年」をはじめとする国際年を設定するなど、人権確立に向けた国際的な取組が進められてきました。

国においても、「人権教育のための国連10年」国内行動計画1995（平成7）年や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定された、人権教育・啓発に関する基本計画2000（平成12）年の策定をはじめ、さまざまな人権問題に関する法的整備が進められるなど、人権擁護・確立への取組が進展しています。

御所市では、1998（平成10）年に「御所市人権擁護に関する条例」を制定し、あらゆる差別撤廃に向けて、市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに向けて、さまざまな取組を実施してまいりました。

2013（平成25）年にこれまで推進してきた人権に関するさまざまな取組の成果や課題を明らかにするため「御所市人権問題及び男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。この意識調査の結果を反映させ、2016（平成28）年「御所市人権施策に関する基本計画」を策定いたしました。現在、市民がお互いに個人の尊厳を尊重し合う人権のまちづくりのため、人権啓発活動を推進し、市民意識の高揚に取り組んでいるところです。

しかし、計画策定から5年が経過し、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的潮流、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権三法や「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されるなどの法律等の整備状況、インターネット上の人権侵害の深刻化、新たに生じた新型コロナウイルスに関わる差別など、人権を取り巻く社会情勢が大きく変化しました。このような中、新たな課題に適切に対応し、より効果的な施策の推進を図るため、2018（平成30）年に「御所市人権問題に関する市民意識調査」を実施し、その結果を反映させ、計画の見直しを行いました。

引き続き、この計画に基づき人権施策を推進し、基本理念である「あらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちづくり」の実現を目指して取り組んでまいります。

本計画の中期見直しにあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市人権施策協議会委員の皆様をはじめ、意識調査にご協力いただきました市民の皆様、関係諸団体の皆様に対しまして、厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも、人権施策の推進にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2022（令和4）年12月

御 所 市 長 東 川 裕  
（御所市人権問題啓発活動推進本部長）

# 目 次

I	基本的な考え方	1
1	御所市人権施策に関する基本計画策定の趣旨	1
2	基本理念	1
3	基本計画の位置づけ（性格）	3
4	人権施策推進にあたっての基本的な姿勢	3
5	計画のフォローアップ及び見直し	4
II	人権施策の推進にかかわって	5
1	人権教育・啓発の推進	5
2	人権相談・支援の推進	10
III	分野別人権施策の推進について	12
1	部落問題	12
2	女性	14
3	子ども	16
4	高齢者	18
5	障がい者	19
6	外国人	20
7	性的マイノリティ（LGBTQなど）	22
8	インターネット等による人権侵害	23
9	災害時における人権	25
10	その他の人権問題	25
IV	推進体制	27
1	全庁的な推進	27
2	国、県及び県内市町村等との連携・協力	27
V	資 料	
	<関係法令等>	
●	世界人権宣言（抄）	28
●	日本国憲法（抄）	30
●	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	31
●	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	33
●	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	34
●	部落差別の解消の推進に関する法律	36
●	同和対策審議会答申（抜粋）	37
●	奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例	38

●奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（抜粋）...	39
●奈良県部落差別の解消の推進に関する条例 .....	40
●御所市人権擁護に関する条例 .....	42
●御所市人権問題啓発活動推進本部設置規程 .....	43
●御所市人権施策協議会条例・名簿 .....	44

# I 基本的な考え方

## 1 御所市人権施策に関する基本計画策定の趣旨

御所市では、1998（平成10）年に、「御所市人権擁護に関する条例」を制定し、さらに2000（平成12）年には「人権教育のための国連10年」御所市行動計画を策定し、市政運営の主な柱として「人権を大切にす施策の推進」を位置づけ、全庁的に人権尊重を基本とするあらゆる施策の推進に取り組んできました。また、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向け、地域社会・学校・職場及び関係機関、団体の協力により、人権教育・啓発活動に関する取組が進められ、多くの成果を上げてきたところです。

しかし、2013（平成25）年8月に実施しました「御所市人権問題及び男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「2013年度調査」という。）の結果から、人権に関する多くの課題が明らかになりました。「今の社会では人権が守られていると思わない」が21.1%、「人権のまちづくり」の条例や計画を知っているものについての問いに対して「知っているものが一つもない」が16.6%となっており、人権に関わる集会や研修会及び地区別学習会に「参加していない」が61.8%となり、若年層ほど人権に関する関心の弱さや参加率の低さが現れています。また、本市における人権問題の取組の成果について「特にない」と感じている人が全体の35.9%にもおよび、本市の取組の内実が問われるものもあります。

すべての人の人権が真に尊重され、人と人のつながりを大切にしよう社会を実現するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、そのためには人権教育・人権啓発の取組は、ますます重要なものとなってきます。また、共生社会を築き人権文化をひろげる社会づくりが求められています。

そこで「人権教育のための国連10年」御所市行動計画の理念及び精神を継承し「人権・共生の21世紀の創造」を実現するため、これまでの人権施策の成果と課題を引き継ぎ、今後の中・長期的な人権施策の推進指針である「御所市人権施策に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するものです。

## 2 基本理念

人権とは、人が人として人間らしく自由と生存を確保し、お互いの幸福を追い求める権利であり、日本国憲法の「基本的人権」として保障されているものです。

基本計画は、子どもから高齢者にいたるまですべての市民が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く共生社会の創造をめざした「あらゆる差別をなくし、笑顔あふれる明るく住みよい人権のまち」の実現を目指すことを基本理念とします。

この基本理念の実現を目指して取り組むことが人権行政の推進を具体化することであり、また、次のような視点に配慮することが重要です。

### (1) 自尊感情の確立ができる社会づくり

一人ひとりが自分の個性や可能性を大切にし、自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。

そのためには、社会的身分、門地、人種、信条、性別等によって不当に差別されることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮できる社会が保障されなければなりません。

### (2) ちがいを豊かさとして認め合う共生の社会づくり

社会には、個性や価値観、民族や国籍などの多様性を認めず、同質化を求めたり、同質なもののなかに違いをつくり出して排除する考え方があり、それが特定の人々に対する偏見や差別を生んでいる場合も少なくありません。

すべての人が幸せに生きるために、互いの個性や特性を尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合う共生の社会づくりが重要です。

### (3) 自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくり

人間は個人として独立した存在であると同時に社会的な存在です。生きる喜びや幸せも、支え合い、共感できる豊かな人間関係の中にあります。

したがって、誰もが身近な関係にとどまらず、ボランティア活動や地域コミュニティづくり、生涯学習など社会的な活動への積極的な参加体験を通して、社会とのつながりを強化していく取組が求められます。

さまざまな人間と出会い、交流する中で、自らの存在を社会的に意味あるものとして確かめ、自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくりが重要です。

### 3 基本計画の位置づけ（性格）

- (1) この計画は、今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、市のさまざまな施策の取組にあたっては、この計画を尊重し推進します。
- (2) この計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定（地方公共団体の責務）に対応するものとします。
- (3) 社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

### 4 人権施策推進にあたっての基本的な姿勢

#### (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

人権・共生の21世紀の創造を目指し、「福祉」、「健康」、「安心・安全」、「環境」等のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行政の積極的な推進に取り組みます。同時に、職員一人ひとりには、人権問題を自分自身の問題として捉え、職務や研修を通して人権意識の高揚に努めます。

#### (2) 人権教育・啓発の推進

##### ① 市民の自主性・主体性を尊重した人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが日々の暮らしの中で、人権問題を自分自身の問題として捉え直し、主体的に具体的な取組や実践につなげていくことが、豊かな人権文化を築くことへの第一歩となります。

そのためには、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場において、日本国憲法や世界人権宣言、人権関係諸条約等の精神や内容に学ぶとともに、自他を尊重し、客観的なものの見方や考え方により、公正に判断して課題を解決していく技能と態度を身につける必要があります。

本市においては、市民自らが積極的に人権に関する学習に取り組むことができるよう、学習環境の整備に努めます。

## ② 同和教育等の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進

「差別の現実」から教育課題を捉え、子どもたちに具体的な実践を進めてきた同和教育の営みや行政・教育・関係団体等が有機的に連携して進めてきた取組は、今後も大切にしていかなければなりません。

これら本市で長年培われてきた取組を踏まえるとともに、県内外で展開されている多様な取組にも学び、差別を許さない意識の醸成や差別をなくしていこうとする態度の育成を図りながら、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として再構築し、効果的な取組を進めます。

## (3) 相談・支援に関する施策の充実

人権侵害を受けた人や人権侵害を受けるおそれのある人に対する相談・支援活動は、人権教育・啓発と並んで重要な課題となっています。また、市民が自己実現のため主体的な活動に取り組むことができるよう、自立や社会参加を支援することが重要です。

そのためには、国・県やNPO等の民間団体等との連携・協働を図りながら、相談・支援の充実を図っていきます。

## 5 計画のフォローアップ及び見直し

計画策定から5年が経過した2021（令和3）年において、人権を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、基本計画の見直しを行いました。

計画策定後に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」（以下「奈良県部落差別解消推進条例」という。）などの法律・条例や、「犯罪被害者等」「感染症患者等」など新しい分野別課題、2018（平成30）年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」（以下「2018年度調査」という。）の結果から見えてきた課題等を反映させ、見直しました。

今後も、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めます。また、本市の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の状況及び市民の意識等について把握するため調査を行うとともに、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行っていきます。

## Ⅱ 人権施策の推進にかかわって

### Ⅰ 人権教育・啓発の推進

#### 現状と課題

人権教育・啓発が目指すものは、市民が身近な人権問題に気づき、生活の場からの解決に向けて、知識・技能・態度を身につけていくための環境や条件を整備し、差別意識の解消を図り、人権が尊重されるまちづくり、社会づくりにつなげていくことです。

「2013年度調査」において、人権問題に関する取組の成果は、「特にない」が35.9%で最も多く、若年層ほど多い傾向となっています。以下、「同和地区に対する差別意識や偏見がなくなってきた」が25.3%、「ボランティア活動に参加する人が増えてきた」が17.2%、「『障がい』のある人たちとともに催す行事に参加する人が増えてきた」が15.2%、「環境問題に関心を持ち、暮らしの中の意識や行動が変わってきた」が14.9%となっています。

今後、人権尊重のまちづくりに向けて推進すべき取組として、「幼児期から人を大切にすることを育むなど、家庭における教育の充実を図る」が60.9%で最も多く、「行政がさまざまな施策を積極的に進める」が46.0%、「保育所、幼稚園、学校での人権教育の充実を図る」が39.5%、「人権侵害を受けた人に対する相談活動や救済策の充実を図る」が35.6%という結果になっています。推進すべき取組は「2018年度調査」においても同様の結果となっていますが、「保育所、幼稚園、学校での人権教育の充実を図る」は約5ポイント増加し、「幼児期から人を大切にすることを育むなど、家庭における教育の充実を図る」は約7ポイント増加しています。このことから、家庭や学校における教育が重視されていると思われます。

「人権尊重のまちづくり」の推進に向けて、市民一人ひとりが人権とは何か、どのような人権問題が存在するのか、その本質が何か、どのように行動していくことが重要なのかを正しく理解し、それに基づく行動・取組が実践できるよう導くことが肝要だと言えます。そのためには、年齢・成長段階に応じた人権教育を実施していくことが重要です。また、当事者との直接的な交流経験が、当該当事者を取り巻く人権問題を理解することに効果的であることから、座学だけでなく、交流を通じた人権教育・啓発活動の充実を図っていくことが重要であります。

## (1) 人権教育の推進

### ① 地域における人権教育

昨今、社会情勢が大きく変化してきています。地域においての交流は、少なくなりつつあり、住民の暮らしは個別化や、地域の相互扶助機能が弱くなりつつあるといわれています。個別化した暮らしの中からは、家出、孤独死、自殺、DV（ドメスティックバイオレンス）や児童虐待、ひきこもり、不登校といった問題がクローズアップされ、そうした状況を改善しようとする動きが「まちづくりの取組」というかたちで各方面から生まれてきました。人権教育は、そうした地域共同体の再生を図る際のキーワードとして、機能しなければなりません。

一人ひとりの自己実現を支援し、ともに生きる地域を創り出すために、人権は欠くことのできないものとなります。

それぞれの地域において出会いと交流が大切にされ、お互いに認め合い、学び合うことを通じて、一人ひとりに地域の一員であるという自覚と存在感を育むことが大切です。

#### ア. 人権教育推進協議会による地区別学習会の活性化

今日の地域社会が抱える課題について学び、自由に意見交換でき、学習したことを日常生活に生かせるよう、地区別学習会の活性化を図ります。また、参加者数や参加者層の拡大に向け、広報活動の充実や、手法を凝らした内容やテーマなどを工夫します。

#### イ. 人権教育推進協議会及び社会教育関係団体における研修会の支援

人権教育推進協議会及び社会教育関係団体の活動が、充実し豊かなくらしの支えとなるよう、参加者の人権に対する理解と認識を深め、日常の行動へとつなぐための人権教育研修会の実施に向けて支援します。

#### ウ. 市内企業等における人権教育の支援

企業及び団体において、人権に関する研修が効果的に行われるよう、関連する様々な資料や情報の提供、講師派遣等を行い、人権教育推進の支援に努めます。

### ② 家庭における人権教育

家庭とは、私たちの生活の基礎を担うところです。地域社会が変化する一方で、家庭のあり方も大きく変わってきました。核家族化や少子化の進行、父親の仕事中心のライ

フスタイルに伴う家庭での存在感の希薄化、女性の家庭と仕事を両立するための条件整備の遅れ、家庭教育に対する親の自覚の不足などから、その教育力は低下しているといわれています。それは家庭が私的な空間であることを背景に、その課題等を社会化できずにきたことが要因の一つとしてあげられます。

しかし、児童虐待、いじめ、不登校等の深刻化をはじめ、諸課題が山積している昨今の教育をめぐる状況を改善することは急務であり、子どもが最初に出会う社会としての環境づくり、将来を見通した家庭教育の重要性、一人ひとりが自尊感情を培う上での家庭の役割の大きさなどを再認識し、家庭の教育力を構築できるよう啓発するとともに研修会等の充実を図ります。

### ③ 学校教育における人権教育

小・中学校においては、それぞれの教育目的や、目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児・児童・生徒が、社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神を育てていく必要があります。そこで、御所市教育委員会の学校教育指導方針に基づき、生命・人権尊重の精神に徹した平和で民主的な社会の形成者として、心身ともにたくましく、豊かな人間性と創造性をそなえた子どもの育成をめざします。

とりわけ、人権教育の充実に努め、子どもたちが自尊感情を醸成し、自他の人権を大切にしようとする意識や意欲、実践的な行動力を養うとともに、自分の可能性を最大限に発揮できるよう、「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」に基づいた人権教育を推進します。

また、昨今の社会問題に鑑み、本市においても虐待・いじめ・不登校問題等について、各校に対応できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しております。さらに、児童相談所などの専門機関とも連携し、子どもたちが安心して園・校生活を過ごせるよう努めております。

### ④ 就学前教育における人権教育

幼稚園・保育所については、保育指針に基づき、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を推進します。

また、深い人権教育の見識に基づいて、徹底的に子どもと向き合う保育士の育成のために、関係団体と連携し保育士の資質向上に努めます。

## (2) 人権啓発の推進

### 現状と課題

人権啓発活動は、「すべての人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々の個人としての存在と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であって、全ての人に平等でなければならないものである」とする「人権尊重」の理念・重要性の理解を図り、その認識が日常生活に根付くための取組が必要です。

1988（昭和63）年、市長を本部長に「御所市同和問題啓発活動推進本部」を設置。以後、1998（平成10）年に「御所市人権擁護に関する条例」を制定するなど、人権意識の確立、人権が尊重される社会の実現を目指し、職員はもとより、市民に部落問題をはじめさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を培うため、啓発活動の推進に努めてきました。具体的な取組として、4. 11「人権を確かめあう日」県内一斉集会等の開催、啓発資料等の作成・配布等、直接的な活動と併せ、人権に関する調査研究、広報活動等を行ってきました。

「2018年度調査」の人権問題にかかわる法律や条例等の認知状況は、「内容も知っている」と「内容は知らないが名称だけ知っている」を合わせた「知っている」とする回答が「知らない」を上回ったのは、15の法律や条例等のうち、「DV防止法※1」「児童虐待防止法※1」「子どもの貧困対策法※1」「いじめ防止対策推進法」「部落差別解消推進法※1」の5つで、6つの法律や条例等については、過半数が「知らない」という、大変厳しい結果となりました。

また、3年間（2016年から2018年）の本市が主催する「差別をなくす市民集会」への参加状況は、「毎回参加している」と「1回～2回ぐらいは参加している」をあわせた過去3年間で1回以上参加したことがある人が26.5%で、おおよそ4人に1人しかなく、若年層ほど参加率の低さが顕著に表れています。

人権のまちづくりの推進の基本となる条例や計画、各種施策を知ること、研修会等を通じて各種人権分野に対して正しい知識と理解を深めることは、市民が家庭、地域、職場など日常生活の場において人権尊重の考え方に基づく行動を実践していく基盤となります。条例や計画、各種施策に関する周知・啓発に加え、研修会等の開催情報を多様な媒体を活用して提供するとともに、市民が参加しやすい日時や会場の設定、今日的なテーマ設定など、開催方法・内容の工夫をします。

※ 「児童虐待防止法」「DV防止法」「子どもの貧困対策法」「部落差別解消推進法」  
……「2018年度調査」上の表記（略称）のまま記載。正式名称は、  
「児童虐待の防止等に関する法律」  
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」  
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」  
「部落差別の解消の推進に関する法律」。

### ① あらゆる場を通じた学習機会の提供

市民全体が、自分自身を生き、豊かな人間関係の中で充実した生活を送ることができるようになるためには、人権を日常の考え方や価値観、行動に具体的に反映することが必要です。その基盤を担う学習活動をあらゆる場面・機会を通じて展開するよう努めます。

また、その際には多種多様化する生活様式や価値観を考慮した取組となるよう、学習テーマや手法、場所・時間帯等について工夫しながら、市民自らが人権について主体的に学べるよう設定します。

さらに、公民館等、地域に密着した施設等において自治会等への出前講座を実施するなど学習機会を提供するよう配慮します。

### ② 啓発活動の充実

人権問題に関する情報提供等を、市ホームページ、広報紙、啓発用のぼり旗、広報車等による啓発活動の充実を図っていきます。

また、内容に関して、国内外の人権情報、日常生活や地域に根ざした身近なニュース、市内における人権の直面する課題、関係機関・団体等によるイベントの紹介など、内容の工夫に努めます。

### ③ さまざまな団体・機関等との連携

時代の流れや社会情勢の変化等を踏まえて、人権啓発を効果的に推進するために、国、県、関係機関・団体等との連携を図り、情報収集の充実や拡大に努めます。

さまざまな人権問題に関して専門的な知識や解決策の豊富な蓄積と実績がある機関・団体との連携強化を図ることによって、混迷するさまざまな課題に適切に対処できるよ

う取り組みます。また、毎年6回実施している「ふれあい人権セミナー」においても、さまざまな人権問題についての正しい知識と認識を培い、差別をなくするための実践力を養ってもらうことを目的として積極的な参加を促していきます。

## 2 人権相談・支援の推進

### 現状と課題

人権相談は、全ての人の基本的人権を守り、幸せに生きる権利の保障をすることを目的としています。

市民が人権問題に直面した際、一人で悩んだり、苦しんだりしないよう、当事者の立場に立ったきめ細かな人権相談の体制を整えるとともに、問題の早期解決に向けた自立支援や権利擁護等の取組の充実を図るなど、相談・支援に関する施策を推進します。

人権相談・支援の充実が求められるなか、本市においては、人権擁護委員が中心となって人権に関する相談業務に応じ、女性弁護士による女性法律相談を実施し、問題解決に向け取組を進めてきました。

「2018年度調査」の結果を見ると、人権侵害への対応について「黙って我慢した」が33.8%で最も多く、次いで「相手に直接抗議した」が16.2%、「無視した」14.9%、「相談した」9.5%となっています。「相談した」ときの相談相手では、「家族」が71.4%、「友人や身近な人」が28.6%、「職場の窓口」が28.6%となっています。一方で「法務局や人権擁護委員」が14.3%、「県の窓口」や「市町村の窓口」が0%となっています。

人権侵害を受けたときの対処法として、行政をはじめとする専門窓口・機関に相談をする人は非常に少なく、泣き寝入りや身近な人への相談にとどまっている人が多くみられます。人権侵害に対する適切な対応・救済に向けて、専門窓口・機関の周知を強化し、相談窓口の整備や支援を促進します。また、加害者側に対する是正措置を適切に講じていくため、相談を受けた窓口・機関が多様な関係機関との連携を図り、迅速な対応をとることができる体制の構築・強化が重要となります。

また、「同対審」答申にも示されている「人権侵害救済法」や「差別禁止法」などの早期実現を求めます。

## 人権相談の推進体制の充実

### ① 相談窓口の整備

相談者にとって、相談窓口は「だれもが・いつでも・気軽に・安心して」利用できるというものであることが大切です。また、相談の形態については、電話・手紙・ファックス・面談・電子メールなど、さまざまな対応を可能とし、相談者にとっての利便性を高めるとともに、どのような形態の相談であっても相談者の個人情報には万全を期して保護します。

人権相談の中には、今日の社会矛盾が多く投影されていることから、人権相談を充実させることが、だれもが住みよい社会づくりを実現することにつながります。今後は、そうした人権相談の重要性を踏まえ、相談業務を円滑にかつ効果的に推進できるよう、相談窓口の整備を図ります。

### ② 充実した情報提供

人権相談を充実させるため、さまざまな機会や広報を通じて、相談窓口やその活動についての情報を紹介し、市民の人権相談に対する認知度を高めるよう啓発します。

また、相談者のニーズに的確に応えられるよう、さまざまな人権問題とその解決手法や制度、専門機関等に関する情報を提供するとともに、経験豊かな専門相談員の確保に努めます。

### ③ 関係機関・団体等とのネットワーク化

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談機関相互のネットワーク化を図り、相談内容に応じた的確な相談・支援を行うなど、相談機能の充実に努めるとともに、県や関係機関との連携強化を図ります。

### Ⅲ 分野別人権施策の推進について

人権施策の推進にあたっては、部落問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、インターネット等による人権侵害などを重要課題として設定し、「基本計画」の理念に則り、積極的・効果的な施策の推進に努めます。その際、地域の実情や市民意識等を踏まえつつ、今日的な人権の課題を考慮した施策を推進します。また、あらゆる差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて調査を行います。

#### Ⅰ 部落問題

##### 現状と課題

部落問題は、わが国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題であります。政府はこれまで各種の取組を展開し、様々な施策を講じてきました。その結果、地区の劣悪な生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されました。それゆえに、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫のなかで推進されてきました。これまでの取組により、生活環境の整備改善が進み、また、高校・大学の進学率の向上、さまざまな職種への就職など、多くの分野に成果がみられます。

しかし、いまだに日本社会には根強い部落差別の実態があります。特に、インターネットの普及に伴い、部落差別が拡大・悪質化していることは深刻な課題です。

こうした状況から、2016（平成28）年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、国は部落差別の存在を公式に認め、許されないものであるとした上で、部落差別の解消を推進し部落差別のない社会を実現することを目的としています。また、奈良県においても「奈良県部落差別解消推進条例」が2019（平成31）年3月に施行されました。

「2018年度調査」では、気に入った物件の近くに同和地区があったときの態度で、「同和地区と隣接していてもかまわない」が最多の35.9%、次いで「同和地区の中であってもかまわない」25.3%と「同じ小学校区でも同和地区と離れていればかまわない」25.2%がほぼ同率となりました。「同じ小学校区であることさえいやだ」が5.6%と「同じ小学校区でも同和地区と離れていればかまわない」の合計は30.8%で、3割が同和地区との接触に難色を示していることがわかりました。

自由記述回答においても、人権教育や人権行政に対する誤解や批判的な声もあり、人権教育、及び各種啓発等を通して習得される知識と、実際に見聞きする部落差別に関する事象、根強く残る偏見や誤った認識との乖離をいかに埋めていくかが、今後の大きな

課題だと言えます。このことから、これまでの経緯と成果をふまえて、その成果が損なわれることがないように、部落問題の解決に向けて「部落差別解消推進法」「奈良県部落差別解消条例」で謳われている教育及び啓発、相談体制のさらなる充実が必要です。

## (1) 教育の推進

地域における人権教育を推進するため、人権センターを拠点として部落問題解決に向けた学習活動に努めます。

また、部落史研究や地域の文化・歴史・産業等に学び、教育内容の創造と充実に努め、関係機関・団体等とも連携しながら、差別意識の解消に向けた取組を推進します。

## (2) 啓発活動の推進

部落問題の解決を図るための啓発活動については、これまでの部落問題に関する啓発活動の中で積み上げられてきた成果をふまえ、部落問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進します。

- ① 人権意識の高揚を目指し「御所市人権擁護に関する条例」「部落差別解消推進法」「奈良県部落差別解消条例」等に基づいて、人権教育・啓発の事業を推進することにより、偏見や差別意識の解消に努めます。
- ② 差別事象が発生した場合には、人権侵害事件として、調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対して部落問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。  
職員には、行政職員一人ひとりに人権啓発の責務が課されていることを理解し、差別意識や問い合わせ自体が差別につながることに気づかせる対応ができるような研修の実施に努めます。

## (3) 人権相談体制の充実

「部落差別解消推進法」第4条において、「国や地方公共団体は部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制づくりの充実を図るものとする」と規定しています。部落問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。

#### (4) 推進体制の充実

市は人権を尊重しあい誰もが自分らしく生きるためのまちづくりを推進するため、関係機関等との連携を図り、推進体制の充実に努めます。

## 2 女性

### 現状と課題

誰もが、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野で対等に参画し、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受けることができ、ともに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指します。

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係において性差別を禁止するとともに、家族関係における男女平等について明文化しています。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。また、配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題になるなど、真に男女共同参画が実現されているとは言い難い状況にあります。

本市においても、このような状況を打破するために、国や県の男女共同参画に関わる法律や計画等に連動しながら、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、取組を進めてきました。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っています。さらに、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会づくりには、なお多くの課題があります。

「2013年度調査」では、「女性の人権が大切にされていないと思うのはどのようなことですか」を尋ねた結果、「職場において、昇給、昇進、職種などで差別的な待遇がある」が37.5%で最も多く、以下、「女性が社会進出できる環境が整っていない」が36.8%、「『男は仕事、女は家庭』という慣習、しきたりなど固定的な性別役割分担意識がある」が35.2%といった結果でした。一方「2018年度調査」では、「結婚すれば妻は夫の姓を名のるのが自然だ」に60.6%の肯定意見、「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をした方がよい」に66.4%の否定意見があり、それぞれの考え方やライフスタイルを尊重する意識が一定見られました。固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の強化を図るとともに、男女共同参画に向けた取組の必要性が急務となっています。

こうした状況をふまえ、本市が平成27年（2015年）3月に策定した「御所市男女共同参画基本計画」に沿って、DV（ドメスティックバイオレンス）の防止や、被害者支援のための各相談や講座を実施し、男女共同参画社会実現に向けた取組を行っていきます。

## （1）男女の人権の尊重

男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いを受けなくて、男女が個人として能力を発揮する機会を確保していくよう、広報・啓発活動に取り組みます。

性の商品化、セクシャルハラスメント、DV（ドメスティックバイオレンス）など、女性に対するあらゆる形態の暴力等の根絶に向け、さまざまな機会を捉えて、啓発活動をより一層推進します。同時に、各種広報媒体を活用し、相談窓口や自立支援に関する諸制度等についての周知に努めます。

また、雇用に関しては、「ワークライフバランス」の趣旨や2015（平成27）年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の理念を踏まえ、男女の均等な機会と待遇の確保のため、啓発等を行うとともに、女性の社会参画を積極的に支援するための事業を実施します。

## （2）固定的な性別役割分担意識の解消

女性に対する偏見や差別意識を解消し、人権を尊重するための意識の高揚に向けた啓発活動の充実・強化に努めます。また、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等意識の醸成を図るため、家庭、学校、地域などのあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

## （3）意思決定の場への女性の参画

市における各種審議会の委員や、管理職への女性登用等を促進するとともに、女性が働きやすい環境の醸成にも努めます。

「2013年度調査」において、「男女平等を進めるためにどのようなことが必要であるか」を尋ねた結果、「古くからの悪しき習慣やしきたりを改める」が44.8%で最も多く、以下、「家事・育児などが十分評価される」が31.7%、「男性が女性に対する固定的な見方や考え方を改める」が29.2%、「女性が知識や技術を習得し、積極的に力をつけていく」が28.0%となっています。以上のことから女性自身のエンパワーメントの必要性・社会において活躍できる環境整備が急務です。

#### (4) 女性政策推進のための環境整備の充実

「男女共同参画社会基本法」及び「御所市男女共同参画基本計画」に基づき、総合的な施策を市民とともに推進する体制を充実させることが大切です。

女性の多くが、家事、育児、介護の多くの部分を負担していることによって、それ以外の活動に参画できない状況を改善することは、男女共同参画社会の実現を目指した取組の重要課題です。そのためには、女性がその能力を十分発揮し、さまざまな分野への積極的なチャレンジを支援するため、さらなる男女共同参画行動計画の推進や、幅広い学習・活動を行うための条件整備に努めます。

#### (5) 人権相談体制の充実

女性の人権問題の解決を図るため、女性が利用しやすい人権相談に積極的に取り組むとともに、法的な問題などにも対応できる相談体制の充実に努めます。

### 3 子ども

#### 現状と課題

子どもの人権に関係の深いさまざまな国内の法令や国際条約の趣旨にそって、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向けた取組を推進するとともに、子どもを安心して育てられる環境整備に取り組みます。

昨今の激変する社会情勢において、子どもの人権をめぐる動向は、深刻化しているといえます。いじめ、不登校、さらには、体罰、児童虐待、貧困問題などが社会問題として取り上げられています。

本市における「2013年度調査」で「子どもの人権が大切にされていないこと」を尋ねた結果、「親による子どもに対する虐待『身体的・精神的・性的・養育の怠慢や放棄』」が52.6%、「暴力や仲間はずれ、無視などのいじめを受ける」が53.1%という結果でした。一方「2018年度調査」では、「家庭のルールを決める時、必ず子どもの意見を聞くべきだ」に68.9%の肯定意見があったことは、評価できると考えます。しかし「子どものしつけのためなら、親が体罰を加えることはやむを得ない」に38.3%の肯定意見があることは課題です。わが子への虐待に対する相談窓口が必要であり、2020（令和2）年、「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」が改正され、親権者に対してしつけ名目の子どもへの体罰を禁止することが明記さ

れました。子どもたちを取り巻く環境や、人間関係及び子育てのあり方などを深く検証するとともに、子どもが権利の主体であることや、次代を担う子どもたちを育てていくという観点から「子ども・子育て支援事業計画」等の趣旨を踏まえた施策の充実に努めていきます。

児童虐待にかかわっては、相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実に取り組んでいるところであり、虐待を受けた子どもに対する支援策の充実も重要な課題です。また、いじめに対する取組としては、子どもたちの生命を大切にする心、他者の権利を尊重する心を育むことが重要です。

貧困問題は、特に一人親家庭に深刻さをもたらしています。市内では地域協働による「子ども食堂」が実施されています。こうした取組と連携を図りながら、必要な措置について講じるよう強力に進めます。

## (1) 子どもの権利の尊重

子どもの健全な成長発達を支えるためには、「子どもの最善の利益」が保障され、子どもを権利の主体者として捉えることが重要であり、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」（1994（平成6）年批准）の理念や内容の周知徹底と具体化に向けた取組を推進します。

また、家庭においては、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、子どもの権利が尊重され、家族が互いに支え合い、互いに尊重される豊かな社会の実現に向けて啓発を強化します。

## (2) 教育相談体制の充実

子どもの社会生活への適応力の向上を図るため、子育てに対する支援を充実させるとともに、教育相談や適応指導にかかわり、指導・助言並びに専門機関との連携を図るなど、相談体制の一層の充実に努めます。

## (3) 児童虐待防止対策の充実

虐待の発生予防・早期発見から、その後の見守りやケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図っています。さらに、保育所、幼稚（児）園、学校、医療機関、こども家庭相談センター等により構成される「御所市虐待防止ネットワーク」等を活用しながら、警察・保健所・医師会等との情報の共有化と適切な連携による保護・自立支援を進めます。

虐待を受けた子どもについては、適切なケアや治療を提供することにより、心身の健全な発達と自立を促すとともに、虐待を行った保護者への指導・支援により家族の養育機能の再生・強化に努めます。

## 4 高齢者

### 現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように支援するとともに、社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加するなど、高齢者の人権が尊重され、豊かに生きることのできる社会の実現を目指します。

高齢者を取り巻く状況は厳しく、高齢者の介護、財産管理の問題や、高齢者への虐待、孤独死や自殺など、高齢者の人権を侵害するさまざまな問題が発生しています。「2013年度調査」では、「高齢者の人権が大切にされていないと思うこと」について尋ねた結果、「詐欺や悪徳商法の対象として狙われる」が42.5%と最も多く、「就職が難しい、労働条件が不利など働くための環境がよくない」、「家族や介護者から虐待を受けたり、介護を放棄されたりする」などが多い傾向となっていました。また、「2018年度調査」では、「認知症の高齢者は、行動を制限されても仕方がない」について、肯定意見が47.1%を占めました。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。今後においては、2019年に厚生労働省が策定した「認知症施策推進大綱」をふまえ、人との関わりや交流が自分らしく生きるための大きな支えであることの理解を深める必要があります。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。こうした動向等を鑑みながら、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を推進することとします。

#### (1) 高齢者の人権についての啓発活動の充実

高齢者の人権についての市民の理解と認識を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重の意識高揚を図るため、啓発活動を充実・強化します。また高齢者に関しては、介護者等による身体的虐待、心理的

虐待、経済的虐待（財産侵害）等の問題がありますが、そのような事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための学習も含めて啓発活動を実施します。

## （２）人権相談体制の充実

高齢者の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。

# 5 障がい者

## 現状と課題

本市では高齢化が進んでおり、障がい者やその保護者等が、それぞれが自立した生活を送れるように、その全体像を幅広い視野で捉えることが必要となっています。そうした状況において、障がいのある人もない人もお互いに社会の一員として尊重し合い、支え合いながら共に生きるというノーマライゼーション（※２）の考え方が広まってきました。また、すべての人を排除することなく包括できる社会の実現を目指すソーシャル・インクルージョン（※３）の理念も提唱されています。

一方、障がい者自身については、当事者によるさまざまな取組の成果として、自立や社会参加に対して積極的な動きが見られます。

しかし、市民意識としては、障がい者の自立や社会参加に対して原則的には賛同しながらも、誤解や無理解があり、本人や家族が差別的な言動を受けるなど、人権を侵害されたり、自立や社会参加を妨げる要因となったりしています。

また、障がい者の当事者団体の活動やこれをサポートするボランティア活動等は実績があるにもかかわらず、市民全体にはまだまだ認知されていません。

２０１３（平成２５）年に、「障害者差別解消法」が制定され、２０１６（平成２８）年に施行されました。この法律では、「障害を理由とする差別の禁止」として、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

奈良県では同法の具体化を図るために「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を制定し、２０１６（平成２８）年に施行されました。

「２０１８年度調査」では、障がいを理由に、乗車や入店を断られるのは問題だと思うかを尋ねた結果、７９．８％が肯定意見を示しました。これは「障害者差別解消

法」に明記された「障害を理由とする差別の禁止」にあたり、これまでの取組の成果が見られる結果となりました。

今後もソーシャル・インクルージョンの理念の具体化を図り、障がい者が暮らしやすい社会の実現に向けて取組を進めます。

## (1) 障がい者の人権についての意識の高揚

障がい者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより障がい者の自立と社会参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発活動を充実・強化します。

障がい者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題がありますが、そのような事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障がい者の人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。

2020（令和2）年4月1日に「御所市手話に関する条例」が施行されました。手話への理解を深め、手話を用いて安心して暮らせる環境を整えていくことから自立と社会参加を支援していきます。

## (2) 人権相談体制の充実

障がい者の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに障がい者が利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。

※2 「ノーマライゼーション」…………… 障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念。

※3 「ソーシャル・インクルージョン」… 社会的包摂のことで、「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

# 6 外国人

## 現状と課題

戦後70年以上が経った今日においても、在住外国人に対する差別や偏見は存在し、民

間住宅への入居拒否や就労に関する不利な扱いをされているのが現状であります。また、自らの本名を名乗ることを困難にしている状況もあります。

国際化の進展に伴い、多くの外国人が来日し、また、定住化が進む中で言語や習慣・文化の違いなど、相互理解の不十分さから地域住民との摩擦、日本人配偶者との家庭内トラブル、乳幼児保育や学校教育、医療関係などの諸問題が生じています。

これまで本市では、こうした問題の克服のために、あらゆる差別を許さない地域社会の形成を目指して、国際理解を深め、国際協調に努める態度を育成する教育の推進に取り組んできました。その中で、すべての市民が市内に居住する外国人の現状を認識し、在日外国人教育の深化・充実を図るため、学校教育をはじめ、社会教育、行政の基本的な方向を示す、「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）幼児・児童・生徒に関する指導指針」を策定し推進に努めてきました。

しかしながら、先の「2013年度調査」においても、「日本にいる外国人が大切にされていないと思うこと」として、「言葉や習慣・文化の違いなどにより地域社会に受け入れられにくい」が回答者の39.1%を占めています。

2016（平成28）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。ヘイトスピーチは、広く市民に不快感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別を助長する行為です。「2018年度調査」では、「国や自治体はヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要がある」について、72.9%の肯定意見が寄せられましたが、「ヘイトスピーチ解消法」成立の背景等から考えてまだまだ消極的と言わざるを得ません。外国人に対するヘイトスピーチ解消に向けた取組が必要です。

また、2018（平成30）年「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の成立により、さらなる外国人住民の増加や国籍の多様化が予想されます。

すべての市民が外国人の渡日した経緯を正しく認識し、民族的文化的差異を認め合い、多文化共生社会の創造と豊かな心をもった国際人となることが求められています。

## （1）外国人の人権についての意識の高揚

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、多文化を認め多様性を認めあう意識を育てることを目的として、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発活動を充実・強化します。また、外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在住外国人への暴力や嫌がらせ等の問題、さらにはヘイトスピーチ（憎悪表現）が大きな社会問題となっています。そのような事案が発生した場合には、人権侵害事件としての

調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、外国人の人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。

## (2) 人権相談体制の充実

外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局との人権相談等の連携を図り、人権相談の充実に努めます。

# 7 性的マイノリティ（LGBTQ（※4）など）

## 現状と課題

「性」はからだの見た目だけで決められるものではなく、もっと複雑で多様なものです。性的マイノリティとは、性的指向、性自認、性別表現などが多くの人たちとは異なる性のあり方を持つ人たちの総称です。性の多様性は社会的に十分理解・認識されていなかったため、社会行動自体が異性愛者・異性カップル前提となっていることや、見た目によって男女のどちらかに分けられてしまい、社会の中で自分らしく生活することが困難な状況にあります。加えて、日常生活の様々な場面において、周囲の人たちから心ない奇異な目で見られるなどの精神的な苦痛を受けるとともに、就労をはじめ職場における設備や制度などの環境が壁となり、社会参加が難しくもなっています。

「2018年度調査」において、「LGBTQあるいは性的マイノリティという言葉を知ったことがあるか」を尋ねた結果、「ある」75.9%、「ない」18.8%と多くの市民が言葉を認知していることが分かりました。一方で、言葉すら知らない人が18.8%いることは課題です。

今後、社会構造の変化を促すとともに、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、お互いを尊重し合い、性的マイノリティの人たちが豊かに生きることができるとともに、社会の実現に向けての施策に取り組むことが必要です。

## (1) 性的マイノリティの人権についての意識の高揚

性的マイノリティの人権については、市民や事業所等が理解と認識を深めるために、より一層の啓発が必要であると共、特に若年層への「性」についての人権教育も推進しなければなりません。

文部科学省が、性的マイノリティの児童生徒への配慮を取りまとめて通知したり、厚

生労働省が職場での性的マイノリティへの差別的言動がセクシュアルハラスメントであると指針に明記するなど、さまざまな動きがあります。御所市でも、こうした国の動きに連動し、性的マイノリティの人権に関する認識をさらに深めるとともに、法令上男女の別を記載することが義務づけられていない各種申請書類等には、性別記載欄を配慮するなどの継続した取組を行ってまいります。また、性についてどう認識し、どう考えるかということは、その人の生き方や生活・人生に大きくかかわる大切な要素のひとつです。人間関係を、誰と、どのように築いていくかということにも影響します。一人ひとりの性のありようが大切にされ、誰もが自分に尊厳を持って、自分らしく生きることは、人としての当然の権利であります。自分や他者の多様な性の在り様を肯定し、お互いを尊重できる意識・社会づくりに努めます。

## (2) 人権相談体制の充実

性的マイノリティの人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局との人権相談等の連携を図り、人権相談の充実に努めます。

※4 「LGBTQ」…………… レズビアン (L)、ゲイ (G)、バイセクシャル (B)、トランスジェンダー (T)、クエスチョニング (Q) の略称。性的マイノリティ(性自認・性別表現・性的指向等において大勢とは異なるありようを持つ人たち)の総称として使うこともある。

## 8 インターネット等による人権侵害

### 現状と課題

インターネットの持つ匿名性の高さや情報発信の容易さから、特定の個人や集団への誹謗中傷や差別を助長する表現、個人のプライバシーに関する情報の無断掲載など、人権侵害につながる情報が拡散されています。また、特定の民族や国籍の人々を標的にしたヘイトスピーチや『部落地名総鑑』等の地名リストの存在など、部落に対する差別を助長する目的で特定の地域を同和地区であると拡散するなどの事案も発生しています。また、近年では、SNS利用などに起因する児童ポルノが問題となっており、インター

ネットを介した子どもに対する人権侵害が深刻化しています。

「2018年度調査」では、「インターネット上の差別的な書き込み等」について尋ねた結果、「書いてある内容が事実である、なしに関わらず許せない人権侵害だと思う」65.5%、「書いてある内容が事実であれば、問題ないと思う」7.0%、「とりたてて騒ぐほどの問題ではない」11.0%、「わからない」12.9%となっており、一定の認識はあるもののさらに深めていく必要があります。個人のプライバシーや名誉に関して、一人ひとりが正しい認識を培い、人権侵害を許さない意識の醸成や世論の高まりを図るための啓発を推進することが肝要です。

また、受け取った情報について精査し、正しい判断によって情報を活かす力（インターネットリテラシー）を身につけるための学習機会の提供が必要です。

憲法の保障する表現の自由に充分配慮すべきことは当然ですが、他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っています。

## （1）市民に対しての啓発活動の推進

市民一人ひとりが個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、人権侵害を許さない意識の醸成を図るための啓発活動を推進します。

また、受けとった情報について精査し、正しい判断によって情報を活かす力を身につけるための学習機会の提供に努めます。

## （2）差別書き込みなどの人権侵害への取組

本市では、インターネット掲示板の差別書き込み等に対して、啓発活動に取り組んでいる奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会及び差別書き込みについて考えるプロジェクト会議等と日常的に連携を深めながら、インターネット等による人権侵害に対する取組を推進します。

著しく他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、関係機関等との連携によって、プロバイダに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、必要な措置を講じます。

## 9 災害時における人権

### 現状と課題

1995（平成7）年1月17日の阪神・淡路大震災や、2011年（平成23）年3月11日の東日本大震災、2016年（平成28）年4月14日の熊本地震など、小さな地震を含めると毎日のようにどこかで地震が発生しています。また奈良県内においても2011（平成23）年の紀伊半島大水害などで大きな被害を被り、多くの県民が避難を余儀なくされました。

避難生活が長期化するとプライバシーが守られないことによるストレスに伴い、いさかみや嫌がらせなどが始まり、人権侵害に発展することがあります。

このため避難所においてはプライバシーの確保や高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、在宅難病患者などの要配慮者が安心して避難生活がおくれるよう支援する体制を築くことが必要です。また同時に、要配慮者を含む被災者に対しての差別などの人権侵害を起こさないためにも啓発活動が重要となります。

### （1）啓発活動の推進

被災者や被災地に対する人権侵害を防ぐため、災害時における人権問題についての啓発活動を推進します。また風評被害などに惑わされず正しく判断できるよう学習機会の提供に努めます。

### （2）災害時の支援

要配慮者に対しては、情報や支援が届くよう居住スペースの割り振りなど安心安全に配慮しながら、対応します。

## 10 その他の人権問題

### ・犯罪被害者等

誰もが事件・事故に巻き込まれる可能性があります。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族は、ある日突然生命や家族を失い、傷害を負い、財産を奪われ、名誉を傷つけられるなど、さまざまな直接的被害に遭います。さらに、捜査や裁判の過程で精神的負担や時間的負担を感じたり、近隣のうわさ話やマスメディアの取材・報道などの周囲の無理解や心ない対応による精神的被害などの二次被害に苦しむことがあります。

2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、奈良県では、2016（平成28）年に「奈良県犯罪被害者等支援条例」が施行されるなど、犯罪被害者等の権利を保護するための制度の整備がなされてきました。

御所市においても、犯罪被害者等の相談体制の充実や理解を深めるための啓発の推進に努めることを目的として、2021（令和3）年4月1日に「御所市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。これにより、犯罪被害者等を地域全体で支え、その尊厳や権利が守られる社会の実現に努めます。

## ・感染症患者等

HIVやハンセン病をはじめとした感染症については、正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。感染症患者等に対する周囲の人々の誤った情報や思い込み、知識のなさが、日常生活、職場、医療現場などでの差別や偏見につながっています。

また、2020（令和2）年1月に日本で初めての感染者が確認され、日本中で急速に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、未知であることによる不安や見えない怖さ、誤った情報などから、忌避意識やサービスの拒否など、感染者やその家族、関連の仕事従事者、ワクチン未接種者等に対する誹謗中傷などの人権侵害や差別的対応が繰り返されました。

感染症患者等の人権を重要な課題として位置づけ、問題解決に向けた取組を進めなければなりません。感染症に対する正しい知識と理解を深められるように啓発の推進を進めるとともに、感染症患者等が安心して暮らすことができる社会の実現に努めてまいります。

上記分野別以外に北朝鮮当局によって拉致された被害者やアイヌの人、刑を終えて出所した人など、さまざまな人権問題があります。それらの課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行います。この基本計画では、人権尊重の基本理念をふまえ、人権教育・啓発の推進を図るとともに、いかなる差別をも断じて許さない明るいまちづくりの実現に努めます。

## IV 推進体制

### 1 全庁的な推進

本市の行政機関相互はもとより、関係諸団体との密接な連携により、全庁あげて、この基本計画の積極的な推進に努めます。

また、御所市人権問題啓発活動推進本部を全庁的な推進組織として機能させ、さらに、御所市人権施策協議会での諮問を経て、人権施策を総合的・効果的に推進します。

市職員は、あらゆる人権問題に関して正しい理解と認識をもち、人権問題解決のため、その責務を自覚し、市民一人ひとりの人権意識を高め、その職責を通じ、それを具体的に推進すべき役割を担っています。そのため、市職員研修では、人権問題研修を市職員としての基本的能力・資質向上研修の重点課題として位置づけ、あらゆる人権問題についての基礎的な内容を中心に、有意義な研修を継続的・計画的に実施します。

一方、関係諸団体等が主催する研修会への参加については、先進的な人権問題への取組や新たな人権課題への対応などにかかわって、情報提供を行うとともに、積極的な参加を目指します。

### 2 国、県及び県内市町村等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、国、県及び県内市町村や公益法人・民間団体・企業等の連携・協力が重要です。より一層、総合的・効果的に人権施策を推進するため、有機的な連携を保ちながら、協力体制を強化し幅広い取組を進めます。

## V 資料

関係法令等

### 世界人権宣言（抄）

1948（昭和23）年12月10日

第3回国連総会 採択

世界人権宣言は、前文と30条からなり自由権（1～20条）、参政権（21条）、社会権（22～27条）が規定されています。

#### 【前文】

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

#### 【自由権】

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

#### 【参政権】

第21条 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

【社会権】

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

# 日本国憲法（抄）

## ～基本的人権に関する条文より抜粋～

1946（昭和21）年11月3日公布

日本国憲法で規定されている基本的人権は、自由権、平等権、社会権、参政権、請願権の5つに分類することができます。第3章「国民の権利及び義務」において第10条から第40条まで、憲法の約3分の1を権利・義務について規定しており、「人権の21世紀」にふさわしい憲法として国際的に高く評価されています。

### 【基本的人権】

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

### 【個人の尊重と公共の福祉】

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 【法の下での平等】

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

### 【生存権】

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

### 【総論】

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000（平成12）年12月6日公布

## （目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## （基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

## （国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## （基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## （年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

2016（平成28）年4月1日公布・施行

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

### （社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

2016（平成28）年6月3日公布・施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

### （基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向

けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

### (相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### (教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### (啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

### (不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

2016（平成28）年12月16日公布・施行

## （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## （教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## （部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、

部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 同和对策審議会答申（抜粋）

1965（昭和40）年8月11日

同 和 对 策 審 議 会

### 5 人権問題に関する対策

#### （1） 基本的方針

日本国憲法は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されないことを基本的人権の一つとして保障し、立法その他の国政の上でこれを最大に尊重すべき旨を宣言している。

しかし、審議会による調査の結果は、地区住民の多くが、「就職に際して」「職業上のつきあい、待遇に関して」「結婚に際して」あるいは、「近所つきあい、または、学校を通じたのつきあいに関して」差別を受けた経験をもっていることが明らかにされた。しかも、このような差別をうけた場合に、司法的もしくは行政的擁護をうけようとしても、その道は十分に保障されていない。もし、国家や公共団体が差別的な法令を制定し、あるいは差別的な行政措置をとった場合には、憲法第14条違反として直ちに無効とされるであろう。

しかし、私人については差別的行為があっても、労働基準法や、その他の労働関係法のように特別の規定のある場合を除いては、「差別」それ自体を直接規制することができない。「差別事象」に対する法的規制が不十分であるため、「差別」の実態およびそれが被差別者に与える影響についての一般の認識も稀薄となり、「差別」それ自体が重大な社会悪であることを看過する結果となっている。

# 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例

1997（平成9）年3月27日公布・施行

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになってきている。我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第二条 県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。

（県民の責務）

第三条 県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（抜粋）

2016（平成28）年4月1日施行

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護及び県民の理解（以下「障害を理由とする差別の解消等」という）の促進に関する基本的な事項を定め、県の責務、県と市町村との連携並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進することにより、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### （基本理念）

第三条 全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての障害のある人は、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 二 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 三 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと。
- 四 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

五 障害のある人となない人が、ともに交流し、及び学び合い理解を深める必要があること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

## 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

2019（平成31）年3月22日公布・施行

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として、行わなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(基本計画)

第四条 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に基づく基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針

二 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県人権施策協議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査の実施)

第五条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前条の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

(相談体制の充実)

第六条 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第七条 県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(推進体制の充実)

第八条 県は、国及び市町村と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第九条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 御所市人権擁護に関する条例

1998（平成10）年3月31日

条例第3号

## （目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、必要な事項を定めることにより人権意識の高揚を図り、もって人権が尊重される明るい和のあるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

## （市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るものとする。

## （市民の責務）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する必要な施策に協力するとともに、自らも差別及び差別の助長をしないよう努めるものとする。

## （市の施策の推進）

第4条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、啓発に必要な諸施策を実施し、人権擁護の確立に努めるものとする。

## （啓発活動の充実）

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発体制の充実と指導者の育成等、きめ細かな啓発事業を推進し、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

## （その他）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# ○御所市人権問題啓発活動推進本部設置規程

1988（昭和63）年3月31日

（設置）

第1条 人権問題の早期解決は、国及び地方公共団体の責務であるとの認識に立ち、行政総体として積極的に市民に対して、この問題の正しい理解と認識を培うための啓発活動の充実強化を図ることを目的として、御所市人権問題啓発活動推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、市の各部課及び各機関団体と有機的に連携を図りつつ、次の各号に掲げる事項を研究、協議し推進する。

- (1) あらゆる差別を撤廃し、人権尊重の意識を高めるため、啓発活動推進計画の企画立案及び調査資料等の収集を行うこと。
- (2) 職員の基本的能力及び資質を向上させるため、人権問題研修を開催すること。
- (3) 啓発事業の役割を分担し、啓発活動推進体制を整備すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部委員は、各部課長及び参事、主幹並びに課長補佐をもって充てる。

（会議）

第4条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集する。

（本部代表会議）

第5条 本部長が必要と認めるときは、本部長が指名する委員をもって本部代表会議を開催し、前条に定める推進本部会議にかえることができる。

（専門部会）

第6条 推進本部は、専門的な研究、協議を行うため必要に応じ専門部会を置く。

- 2 専門部会は、本部長によって指名された部会員をもって構成し、互選によって部会長、副部会長を選出する。
- 3 部会長は、専門部会を招集し、会務を処理する。ただし、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

（庶務）

第7条 推進本部の庶務は、人権施策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

## ○御所市人権施策協議会条例

1960（昭和35）年4月1日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、御所市人権施策協議会（以下「協議会」という）の設置及び組織運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の設置)

第2条 市長は、人権問題に関する事項を諮問するため協議会を置く。

(所掌業務)

第3条 協議会は、前条の諮問に応ずるほか、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要と認める事項は、市長に意見を申し述べる。

- (1) 市民の人権意識及び生活実態調査に関する事項
- (2) 教育振興施策、雇用促進施策、産業振興施策その他総合的人権施策に関する事項
- (3) 人権問題に関する啓発推進に関する事項
- (4) その他人権問題に関する事項

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権問題に関し識見を有する者
- (3) 自治会役員等の地域住民代表者
- (4) 公共的団体の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が市長と協議の上招集する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第8条 協議会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事は、委員の互選による。

3 幹事は、会長の指揮を受け、事務を管理する。

4 書記は、市長が職員のうちから任命する。

5 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(顧問)

第9条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、協議会において推薦し、市長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して、意見を述べることができる。

(委任)

第10条 この条例で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 御所市人権施策協議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏 名	団 体 名
会長	田仲 敦三	御所市人権教育推進協議会
副会長	森本 英子	御所市女性対策推進連絡協議会
幹事	中島 博文	御所市人権問題啓発活動推進本部 調査資料部会
委員	西邨 三郎	御所市人権教育研究会
委員	竹中 洋幸	部落解放同盟御所・葛城・高取支部協議会
委員	仲川 雅博	御所市人権・部落問題推進協議会
委員	幸田 朋仁	御所市人権擁護委員会
委員	米田 弘一	御所市自治会連合会
委員	山崎喜美子	御所市地域婦人団体連絡協議会
委員	山下いさよ	御所市手をつなぐ育成会

---

御所市人権施策に関する基本計画（中期見直し版）

～あらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちづくり～

2022（令和4）年12月

発行 御所市人権施策課（人権センター内）  
〒639-2244 御所市柏原235番地  
電話：0745-65-2210  
FAX：0745-65-2207

---



ゴセンちゃん